

第4章 計画の推進に向けて

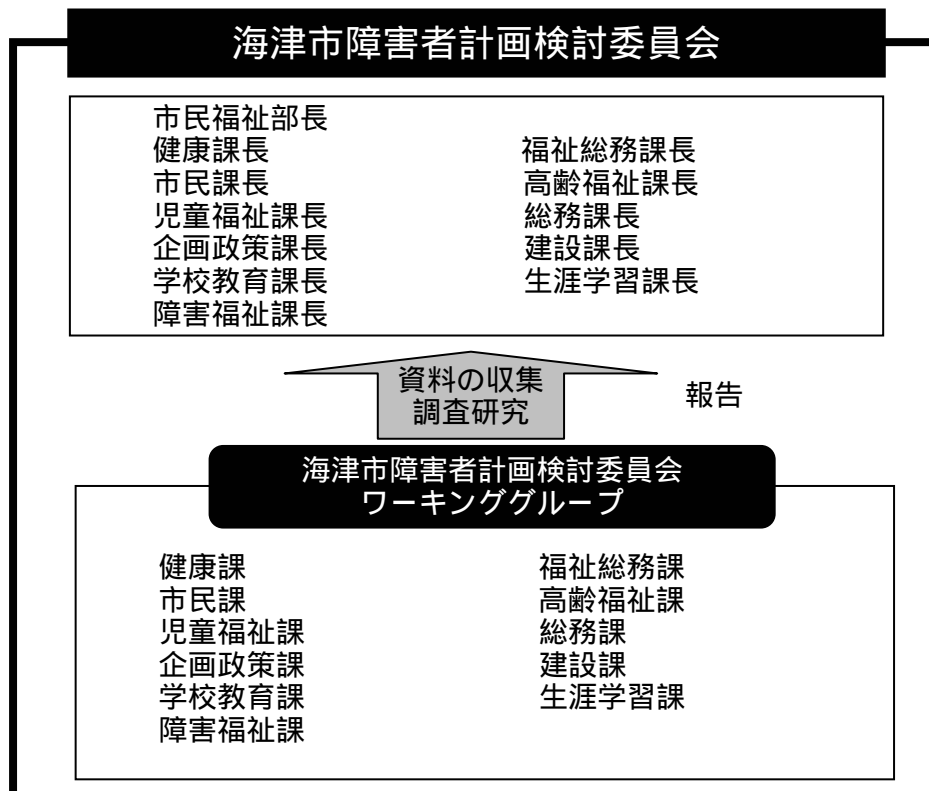
- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

教育、就労、保健・医療、都市計画などの全庁的な取り組みによる海津市障害者計画検討委員会、海津市障害者計画検討委員会ワーキンググループにおいて、年次ごとに計画の進行状況について把握し、必要に応じて見直しを行い障害者施策が適切に実行されるよう推進していきます。



(2) 市民、ボランティア、事業者等の役割

障害福祉施策を推進していくためには、市民一人ひとりが障害福祉に対する意識や認識を高め、ボランティア、NPO、事業者、民間企業、関係機関等との連携が必要です。また、事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

(3) 行政の役割

障害者計画の推進にあたって、行政には障害のある人の福祉の向上をめざして諸施策を総合的に推進する責務があります。

それを果たすために、障害者計画を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、教育、就労、保健、医療、都市計画など生活関連分野を担当とする関係各課と連携の強化を図り、市政の様々な分野において障害者福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう取り組みます。

さらに、障害や障害のある人への理解を深めるために市民参加の機会の拡充に努めるとともに、県や近隣市町との連携を図りながら、総合相談体制や情報提供の充実などに努めます。

2 計画の進行管理

本計画を総合的に推進していくため、平成 20 年度に市民、ボランティア、NPO、事業者、社会福祉協議会、行政等、障害者福祉推進の協働者からなる「地域自立支援協議会（仮称）」を設置します。ここでは、各施策の実行年度および実施主体等を具体化させ、各事業の実施状況と達成状況を把握しながら、全体的な進行管理を行います。

また、庁内の教育、就労、保健、医療、都市計画などの関連分野を担当する関係各課により、計画に基づく事業の進捗状況を確認します。

今後、障害者福祉を取り巻く環境の変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業内容や行政手法を見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行っていきます。

おわりに

我が国において、近年、障害者基本法の改正や発達障害者支援法、障害者自立支援法の施行等が行われ、障害のある人を取り巻く状況は大きく変化しています。このような中、障害のある人の状況も社会情勢の変化に伴い、高齢化の進行、また障害のある人のみならず介護者の高齢化も進行しています。そして、複雑化する社会情勢の中、心に問題を抱える人も増加しており、障害者施策に対するニーズも多様化しています。

本市においては、平成17年3月に定められている「岐阜県障害者計画 岐阜県障害者プラン」の施策推進の方向性を踏まえつつ「海津市総合開発計画」との整合性を保ちながら、本計画の目標を達成するための取り組みを推進します。

本計画は、地域社会において生活を営むうえで、障害のある人もない人もみんなが地域社会とともに参画しながら豊かに暮らしていけるまち「協働による安心して暮らせるまち」をめざします。調査では、啓発・広報活動の促進、障害のある人の雇用・就労の促進、特別支援教育の推進、地域住民との交流・社会参加の促進、ボランティア活動の活性化等の課題がでてきました。これらの課題を解決し、「協働による安心して暮らせるまち」を実現するため、各施策を関係機関・団体・関係各課と連携し推進していきます。しかし、目標達成のためには、行政だけの努力では達成できません。市民の皆様の理解と協力があってこそ進んでいくものです。

今後、ますます少子高齢化の進行または人口の減少が懸念される中、地域で支えあい、協働し本計画を推進できるよう障害福祉に直接携わる者はもとより、地域住民が一丸となって取り組んでいかなければなりません。

このたびの「協働による安心して暮らせるまち」に向けた取り組みに、市民の皆様の御理解と御協力を是非お願いいたします。